

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、若者、子育て世帯等をまちなかへ誘導し、まちなか居住を推進するため、空き家を購入する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 住宅（集合住宅及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたものをいう。
- (2) 子育て世帯 補助金の申請日において満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と同居している世帯又は妊娠している人がいる世帯をいう。
- (3) 移住者 県外から当市に転入しようとする人又は補助金の申請日前2年以内に県外から当市に転入した人をいう。
- (4) 空き家マッチング制度 まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。
- (5) 空き家情報バンク 本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成28年5月2日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間に締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和4年10月4日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。
- (6) まちなか居住推進地区 上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和4年4月1日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。
- (7) 補助対象区域 まちなか居住推進地区の区域をいう。
- (8) 市補助負担額 第4条第1号の補助対象経費について、第5条第1項の規定により算出した額をいう。
- (9) 上限額算定例規 次に掲げる要綱をいう。

ア 上越市雁木整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日実施）

イ 上越市空き家定住促進利活用補助金交付要綱（平成29年4月1日実施）

ウ 上越市定住促進生家等利活用補助金交付要綱（平成30年4月1日実施）

エ 上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付要綱

(令和4年4月1日実施)

オ 上越市まちなか居住推進事業補助金(住宅のリフォーム支援)交付要綱(令和5年5月1日実施)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する人とする。

- (1) 自己居住用として補助対象区域内の空き家を購入し、上越市立地適正化計画の誘導重点区域外又は賃貸住宅から当該空き家へ住民票を異動する予定であること。
- (2) 補助金の申請日において満40歳未満の人がいる世帯又は子育て世帯に属する人であること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること。
- (5) 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、上越市移住定住応援住宅取得費補助金交付規則(令和3年上越市規則第20号)に基づく補助金の交付を受けた人若しくは受けようとする人又はこれらの人と同居する人は、補助対象者となることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象区域内における次の各号に掲げる経費(売買契約を締結するものに限る。)とする。

- (1) 空き家の購入に要する経費
- (2) 前号の空き家に付随する土地の購入に要する経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 子育て世帯に属する人 130万円
- (2) 前号に掲げる世帯以外の世帯に属する人 100万円

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に掲げる経費を対象とする人で、子育て世帯に属する人又は移住者にあつては、同号の補助対象経費から市補助負担額を減じた額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下「県補助負担額」という。)を市補助負担額に加算するものとする。ただし、県補助負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 移住者 100万円
- (2) 子育て世帯に属する人 110万円
- (3) 第2号に掲げる人のうち、移住者 120万円

3 前項の場合において、既に上限額算定例規に基づく補助金の決定を受けたときは、県補助負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、上限額算定例規により算定した県補助負担額の合計額を減じて得た額（移住者のうち、当該額が100万円を超える場合にあっては、100万円）を限度とする。

- (1) 移住者 110万円
- (2) 子育て世帯に属する人 110万円
- (3) 第2号に掲げる人のうち、移住者 120万円

4 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、売買契約日前に上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し（移住者に限る。）
- (3) 住民票の写し（子育て世帯に属する人（次号に掲げる書類を提出する人を除く。）に限る。）
- (4) 母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に属する人に限る。）
- (5) 見積書その他補助対象経費を確認することができる書類の写し
- (6) 位置図

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付^{決定}通知書_{却下}（第3号様式）により通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 補助事業者は、前条の申請内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）事業内容変更承認申請書（第4号様式）に同条第1項に掲げる書類のうち変更事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日（所有権移転登記の申請日をいう。）から起算して20日を経過する日又は補助対象事業が完了した年度の3月15日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家及び当該空き家に付随する土地の購入に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 購入した空き家の登記事項証明書その他所有者及び取得日を確認することができる書類の写し
- (3) 購入した空き家の現況写真

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第5号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第5号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から実施する。
（適用区分）
- 2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
（適用区分）
- 2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）の交付を申請します。

所 在 予 定 地	上越市		
世 帯 の 状 況 （申請者を含む世帯員全員を記入）	世帯員氏名	続柄	生年月日
		本人	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
購 入 予 定 日	年 月 日		
購 入 予 定 額	子育て世帯	建 物	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）
		土 地	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）
	上 記 以 外	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）	
添 付 書 類	☐ 誓約書（第2号様式） ☐ 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し ☐ 母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に限る。） ☐ 見積書その他補助対象経費を確認することができる書類の写し ☐ 位置図		

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、課の職員が次の公簿等を閲覧
し、又は確認することを承諾します。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 納税状況
- (3) 市の他の住宅の取得に係る制度の活用状況

申請者

第2号様式（第6条関係）

誓 約 書

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）の申請に当たり、関係法令及び上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

- (1) 自己居住用として空き家を購入し、住民票を異動すること。
- (2) 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること。
- (3) 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。
- (4) 補助金を暴力団の活動に使用しないこと。
- (5) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与しないこと。
- (6) 上記事項（(2)及び(3)を除く。）に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還すること。

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者氏名

第3号様式（第6条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付決定
通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）の交付について、次のとおり決定したので通知します。
理由により申請を却下

決定	交付決定額	円
	交付条件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 3 上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱に従うこと。
却下	理由	

第4号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）事業内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

所在予定地	上越市		
変更内容			
購入予定日 （変更後）	年 月 日		
購入予定額 （変更後）	子育て世帯	建 物	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）
		土 地	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）
	上 記 以 外	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）	
添 付 書 類 （変更事項に関するもの）	☐ 誓約書（第2号様式） ☐ 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し ☐ 母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がある世帯に限る。） ☐ 見積書その他補助対象経費を確認することができる書類の写し ☐ 位置図		

第5号様式（第8条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

住 民 登 録 日	年 月 日		
取得日（所有 権移転登記の 申 請 日 ）	年 月 日		
購 入 額	子 育 て 世 帯	建 物	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）
		土 地	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）
	上 記 以 外	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）	
添 付 書 類	☐ 空き家及び当該空き家に付随する土地の購入に係る契約書の写し及び領収書の写し ☐ 購入した空き家の登記事項証明書その他所有者及び取得日を確認することができる書類の写し ☐ 購入した空き家の現況写真		

第6号様式（第9条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）確定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
-----------	---